

大阪市告示第544号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、大阪港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和6年4月10日

大阪港港湾管理者 大阪市
代表者 大阪市長 横山 英幸

1 大阪港港湾計画の変更の概要

令和5年大阪市告示第1614号（港湾法に基づく大阪港港湾計画の変更の概要の公示）により、その変更の概要を告示した大阪港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

南港地区（南港東）

次の既定計画を削除する。

既定計画
水深12m 岸壁1バース 延長240m
埠頭用地5ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

(2) 水域施設計画

① 泊地

南港地区（南港東）

水深13m 面積2ha

[既定計画の変更計画]

既定計画
水深13m 面積2ha

次の既定計画を削除する。

〔 既定計画
水深12m 面積1ha 〕

② 航路・泊地

南港地区（南港東）

水深13m 面積21ha

[既定計画の変更計画]

〔 既定計画
水深13m 面積22ha 〕

次の既定計画を削除する。

〔 既定計画
水深12m 面積1ha 〕

(3) 土地造成及び土地利用計画

① 土地造成計画

(単位：ha)

	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
南港地区		(15) 15							(15) 15

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

② 土地利用計画

(単位：ha)

	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
南港地区	(189) 189	(409) 409		(46) 46		(100) 102		(56) 79	(799) 959

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

(4) その他重要事項

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

南港地区（南港東）

水深13m 泊地 面積 2 ha [既定計画の変更計画]

水深13m 航路・泊地 面積21ha [既定計画の変更計画]

既定計画
水深13m 泊地 面積 2 ha
水深13m 航路・泊地 面積22ha

次の既定計画を削除する。

既定計画
水深12m 岸壁 1 バース 延長240m
水深12m 泊地 面積 1 ha
水深 12m 航路・泊地 面積 1 ha

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

(1) 場所

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号

A T C ビル I T M 棟 10階

大阪港湾局 正面玄関付近

(2) 期間

告示日から 2 週間

(3) 時間

午前 9 時から午後 5 時30分まで

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

（大阪港湾局計画整備部計画課）